

平成27年第1回（4月）伊豆市議会臨時会会議録目次

第 1 号 （4月10日）

○議事日程	1
○本日の会議に付した事件	1
○出席議員	1
○欠席議員	1
○地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名	1
○職務のため出席した者の職氏名	2
○開会宣告	3
○開議宣告	3
○議事日程説明	3
○会議録署名議員の指名	3
○会期の決定	3
○議案第51号の上程、説明、質疑、討論、採決	3
○議案第52号の上程、説明、質疑、討論、採決	9
○議案第53号の上程、説明、質疑、討論、採決	16
○議案第54号の上程、説明、質疑、討論、採決	18
○発言訂正について	19
○伊豆市伊豆の国市廃棄物処理施設組合議会議員の選挙	24
○閉会宣告	26
○署名議員	27

平成27年第1回(4月)伊豆市議会臨時会

議事日程(第1号)

平成27年4月10日(金曜日)午前9時30分開会

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
日程第 2 会期の決定
日程第 3 議案第51号 専決処分の報告及びその承認について(伊豆市税条例等の一部改正)
日程第 4 議案第52号 平成27年度伊豆市温泉事業特別会計補正予算(第1回)
日程第 5 議案第53号 伊豆市・伊豆の国市公平委員会共同設置規約の一部変更について
日程第 6 議案第54号 伊豆市伊豆の国市廃棄物処理施設組合情報公開・個人情報保護審査会の事務の委託について
日程第 7 伊豆市伊豆の国市廃棄物処理施設組合議会議員の選挙

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員(16名)

1番	永岡康司君	2番	三田忠男君
3番	小長谷朗夫君	4番	山下尚之君
5番	山田元康君	6番	青木靖君
7番	大川明芳君	8番	梅原正次君
9番	小長谷順二君	10番	西島信也君
11番	森島吉文君	12番	杉山誠君
13番	室野英子君	14番	森良雄君
15番	飯田正志君	16番	木村建一君

欠席議員(なし)

地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

市長	菊地豊君	副市長	鈴木伸二君
教育長	勝呂信正君	市長政策監兼建設部理事	松木正一郎君

総務部長兼 総合政策部長	伊郷伸之君	市民部長	鈴木正君
健康福祉部長	山口一範君	産業部長	鈴木薫君
建設部長	斎藤満君	教育部長	森下政紀君
会計管理者	植田博昭君		

職務のため出席した者の職氏名

事務局長	飯田勝久	次長	杉山和啓
主幹	鈴木康子		

開会 午前 9時29分

◎開会宣告

○議長（杉山 誠君） 皆さん、おはようございます。

これより平成27年第1回伊豆市議会臨時会を開会いたします。

ただいまの出席議員は16名であります。定足数に達しておりますので、会議は成立いたしました。

◎開議宣告

○議長（杉山 誠君） 直ちに本日の会議を開きます。

◎議事日程説明

○議長（杉山 誠君） 議案説明のため、地方自治法第121条の規定により、市長以下職員の出席を求めましたので、報告いたします。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

◎会議録署名議員の指名

○議長（杉山 誠君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議規則第88条の規定により、議長において指名いたします。14番、森良雄議員、15番、飯田正志議員を指名いたします。

◎会期の決定

○議長（杉山 誠君） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りします。

今臨時会の会期は、本日1日限りとしたいと思います。

これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（杉山 誠君） 異議なしと認めます。

よって、会期は本日1日限りに決定いたしました。

◎議案第51号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（杉山 誠君） 日程第3、議案第51号 専決処分の報告及びその承認について（伊豆市税条例等の一部改正）を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

市長。

〔市長 菊地 豊君登壇〕

○市長（菊地 豊君） 議案第51号について報告申し上げます。

今回専決処分したものは、平成27年3月31日に公布された地方税法等の一部を改正する法律に伴い、市税条例の一部を改正するものでございます。

施行が平成27年4月1日とされているため、3月31日付で専決処分とさせていただきます。

詳細について、市民部長に説明をさせます。

○議長（杉山 誠君） これをもって、提案理由の説明を終わります。

提案理由の説明に関して補足説明の申し出がありますので、これを許します。

市民部長。

〔市民部長 鈴木 正君登壇〕

○市民部長（鈴木 正君） それでは、私のほうから専決処分の補足説明をさせていただきます。

まず、議案書の3ページをお願いいたします。また、本日配付されました専決条例の議案説明資料のほうもあわせてごらんください。新旧対照表のほうで説明をさせていただきます。

19ページをお願いいたします。

19ページから30ページまでは、マイレージナンバー制度が導入されることに伴う条例改正と条ずれによります条文改正ということになっております。

それから、31ページの16条の2の2の関係ですが、住宅ローン減税の適用を平成31年6月30日まで引き上げる条例改正となっております。

それから、31ページから32ページの18条の関係なんですが、ふるさと納税の関係で特別控除額の割合を1割から2割へ引き上げる条例改正。それと、ふるさと納税を受けた市町から納税をされた方の市町へ通知を送ることによって、納税された方が確定申告をしなくていいということの条例の制定となっております。

続きまして、33ページ、20条の関係ですが、津波に関する避難協定を結んだ避難家屋と償却資産に課税される固定資産税の減税の特例措置、それから第20条の12ですが、新築のサービス付高齢者賃貸住宅に係る固定資産税の減額を追加条例するというものでございます。

34ページ、35ページにつきましては、マイレージナンバーの導入に伴う条例改正。

それから、36ページをお願いいたします。

23条から39ページの32条までは固定資産税の評価替えに関する負担調整措置を3年延長するという条例改正でございます。

それから、32条の2から41ページまでの軽自動車に関しましては、250cc以下のバイク、トラクター、フォークリフト等の軽自動車の税の引き上げを1年間延長するというもので、平成28年4月1日とする条例改正でございます。

それから、41ページ、33条の削除ですが、これに関しましては、たばこ税に関しましてエ

コー、しんせいなど6銘柄を平成28年から平成31年4月1日までの間に4段階で税率を縮小し、廃止するというところからの削除ということでございます。

42ページにつきましては、マイレージナンバーということの条例改正でございます。

それから、43ページから45ページまでですが、平成26年の6月の議会で改正いたしました条文の語句の追加と、それから44ページ、第4条、これは平成27年4月1日以降の新規に購入した軽自動車に対するグリーン化特例、要はエコカー減税と同じように税の軽減を図るといったための条文の追加ということの改正でございます。

以上です。

○議長（杉山 誠君） 以上で補足説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

質疑がありますので、これより暫時休憩いたします。

この休憩中に質疑のある議員は通告書を議長に速やかに提出願います。

休憩 午前 9時36分

再開 午前 9時37分

○議長（杉山 誠君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

ただいまから議案第51号について質疑を行います。

初めに、14番、森良雄議員。

〔14番 森 良雄君登壇〕

○14番（森 良雄君） 14番、森良雄です。

議案第51号 専決処分報告及びその承認について（伊豆市税条例等の一部改正）について質問させていただきます。

余りにもボリュームが多過ぎる。どうも話聞いていると、全部法改正によるものではないようですね。マイナンバー制とか税条例が改正されたとかということだと思えるんですけども、1つ、そのほかにも何か伊豆市の条例が変わったから改正するんだというようなことなんですけれども、法律について、まず法律が変わったんだしたら、法律がどんな法律でいつ改正されたのか、専決処分をやらなきゃならないような、いわゆる3月末に集中して法改正が行われたのかどうなのか。もしそうだとすると、全国でみんな臨時議会開いてこの改正やっているんじゃないかと思うんですけども。

そういうわけで、どの法がいつ改正されたのでこの部分はこういう条例にしたいんだと、要は余りにも多過ぎますね、改正が。いつ決まったのか、もう一度ご説明いただきたい。

○議長（杉山 誠君） それでは、答弁願います。

市民部長。

〔市民部長 鈴木 正君登壇〕

○市民部長（鈴木 正君） いつ決まったのか、何の条例なのかということなんですが、提案理由で市長が申し上げたとおり、平成27年3月31日に公布されました地方税法等の一部を改正する法律、これに伴いまして市条例の一部改正を専決したということでございます。これにつきましては、施行日が平成27年4月1日ということで、全国全ての市町で専決処分をされております。ただ、なぜきょうかということなんですが、専決処分をしましたのが3月31日付です。伊豆市では、6月議会の前に本日の臨時議会があるということで、ここで報告をさせていただくということでございます。

以上です。

○議長（杉山 誠君） 再質疑はありますか。

森議員。

○14番（森 良雄君） すると、この1ページから46ページまでは、地方税法の改正によってこうなるんだということですね。

○議長（杉山 誠君） 答弁願います。

市民部長。

○市民部長（鈴木 正君） そのとおりでございます。

以上です。

○議長（杉山 誠君） これで森議員の質疑を終わります。

次に10番、西島信也議員。

〔10番 西島信也君登壇〕

○10番（西島信也君） 10番、西島信也です。

この伊豆市税条例等の一部を改正する条例の専決処分ということで、森議員も言っていました、大変ボリュームが多くてなかなか理解があれなんですけれども、この説明資料が配られたことはいいんですけれども、できますればもっと早く配っていただきたかったかなと思うんですけれども。

私は3点ほどお伺いしたいと思うんですけれども、この説明資料に基づいて質疑をさせていただきます。

中ほどに固定資産税のうち、土地についての負担調整措置を延長するということなんですけれども、ちょっと不勉強で申しわけないんですけれども、固定資産税の負担調整措置というのはどういうものか、1点お伺いいたします。

それから、下のほうへ行きまして、平成27年4月1日以降新規で購入した軽自動車についてグリーン化特例を導入するということなんですけれども、これはエコカー減税に似ているという説明があったわけなんですけれども、このグリーン化特例という内容についてどういう内容か、どういう制度なのかお伺いをいたします。

それから3番目、その下の旧3級品の紙巻きたばこに係る特例税率を4段階で縮減、廃止

するということなんですけれども、この旧3級品という、ですから要するに安いタバコだと思うんですけれども、特例税率というのはどういう税率なのかをお伺いをいたします。

以上です。

○議長（杉山 誠君） それでは、答弁願います。

市民部長。

〔市民部長 鈴木 正君登壇〕

○市民部長（鈴木 正君） 1点目の固定資産税の負担調整措置ということなんです、これにつきましては、本年度、3年目の初年度でやっております評価替えということになっております。それから、評価額に本来ならば0.014を掛けて固定資産税を算出するわけですが、平成26年度から平成27年度、突然評価額が上がることによって1万円から3万円になったというようなケースが出てきます。それを段階的に平成27年度は2万円、28年度は2万5,000円、最終年度で3万円というような形で調整をしていくという形の調整という形で御理解願えればと思います。

それから、2点目のグリーン化なんです、例えば電気自動車等ですと75%の軽減というような形になります。それから、排出ガスの、何というんですか、天然資質というんですか、排出ガスのそれを抑えた場合、要は平成17年度以降の例えばハイブリッドであるとか、そういうものに対しては例えば50%であるとか、そういう形のグリーン化というふうに御理解いただければと思います。

それから、最後のタバコの特例ということなんです、先ほど申しましたとおり、しんせいだとかエコー、これを一律に例えばほかのタバコ、それらと同じようにということではなくて、1,000本に対して幾らというような形で段階的に上げていくということで、最終的に平成31年をもって、ほかのタバコと同じように税をかけるということでございます。

○議長（杉山 誠君） 再質疑はありますか。

西島議員。

○10番（西島信也君） それでは、再質疑をさせていただきます。

固定資産税の負担調整措置と紙巻きタバコの件についてはわかりました。軽自動車のグリーン化特例なんですけれども、今電気自動車とかハイブリッドとかというお話がありましたけれども、軽自動車が何でもいいじゃなくてハイブリッドか電気自動車に限られるわけですか、このグリーン化特例の減税につきましては、それはいかがでございましょうか。

○議長（杉山 誠君） 答弁願います。

市民部長。

○市民部長（鈴木 正君） 平成32年の国で定めた基準があります。それに基づきましてハイブリッドであるとかというのは一つの例でございまして、普通の軽自動車でも対応していれば減税をされるということでございます。

以上です。

○議長（杉山 誠君） これで西島議員の質疑を終わります。

以上で質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

本案については会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（杉山 誠君） 異議なしと認めます。

よって、本案については委員会付託を省略いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

討論がありますので、これより暫時休憩します。

この休憩中に討論のある議員は速やかに議長まで通告書を提出願います。

休憩 午前 9時48分

再開 午前 9時49分

○議長（杉山 誠君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

ただいまから議案第51号について討論を行います。

反対討論、14番、森良雄議員。

〔14番 森 良雄君登壇〕

○14番（森 良雄君） 14番、森良雄です。

議案第51号 専決処分の報告及びその承認について（伊豆市税条例等の一部改正）について反対させていただきます。

当局の説明によると、地方税法が改正されたからということですが、地方税法以外にこれに関与する法律はほかにもあるはずだ。マイナンバー制度なども、当然関与した結果、税法が改正されたと思う。しかるに、この内容は非常に多岐にわたっているんですね。市民生活に大いに関与している。そういう中においてわずか1週間、我々がどういう内容なのか見るのは1週間しかなかったですよ。飯田正志君みたく有能な議員だったら、それは1週間あれば十分理解できるんだろうとは思いますが、そんなものじゃないと思いますよ。我々が十分理解した上で、市民の質問に答えられるようにならなきゃいけないわけだ。

車だけじゃないでしょう。固定資産税も関与してくる。どれがどういうふうに関与しているんですか。この中には、用語においては略されている用語もたくさんある。車に関しては、車両番号によって変わるといようなことも書いてある。改正前にはないような用語がたくさん出ている。こういう市民生活に大きく影響するものが専決処分で行われたから、はいそうですか、それでいいんですか、議員の皆さん。少なくとも事前にこういうのが改正されているよと、そういうのは何ですか、我々議員は自分で情報を収集して、こうなるんだという

ふうに考えておかなければいけないんですか。それが議員の義務だと、務めだというならそれでもいいでしょう。実に46ページにわたる専決処分について委員会審議もないと、ああそうですかと、それはちょっと僕はできないと思いますよ。市民部長は地方税法が変わっただけだと言いながら、私はこれにはほかの法律も関与しているというふうに考えます。

もっと十分な、議会に対して十分な説明時間を置き、そういう時間はあったはずです。地方税法が変わるといようなことは、わかっていたはずです。何ら説明が行われなまま専決処分が行われたことに対して、私は反対させていただきます。

○議長（杉山 誠君） 以上で討論を終結いたします。

これより採決を行います。

議案第51号について原案のとおり承認することに賛成の議員の起立を求めます。

〔起立多数〕

○議長（杉山 誠君） 起立者多数。

よって、議案第51号は原案のとおり承認することに決しました。

◎議案第52号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（杉山 誠君） 日程第4、議案第52号 平成27年度伊豆市温泉事業特別会計補正予算（第1回）についてを議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

市長。

〔市長 菊地 豊君登壇〕

○市長（菊地 豊君） 議案第52号について提案理由を申し上げます。

今回の補正は、土肥地区温泉事業の水口洞源泉ポンプ施設の故障に伴う井戸内の改修及び揚湯ポンプ交換の緊急工事のための増額補正をお願いするものでございます。

詳細について建設部長に説明させますので、よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

○議長（杉山 誠君） これをもって提案理由の説明を終わります。

提案理由の説明に関して補足説明の申し出がありますので、これを許します。

建設部長。

〔建設部長 斎藤 満君登壇〕

○建設部長（斎藤 満君） 建設部長の斎藤です。よろしくお願いいたします。

議案第52号 平成27年度伊豆市温泉事業特別会計補正予算（第1回）について補足説明をさせていただきます。議案書47ページからになりますので、お願いいたします。

今回お願いする件は、ただいま市長より説明のありました温泉事業で管理いたします、水口洞源泉の緊急工事についての補正をお願いするもので、私からは緊急工事等を含め補足説明をさせていただきます。

温泉事業特別会計での、土肥地区には6つの源泉があり、各源泉からの温泉を1カ所に集

め、土肥地区の温泉受給者に配湯する集中管理を行っております。

水口洞源泉はその6つの源泉の1つで、場所は土肥地内の国道136号線に水口橋という橋がかかっていますが、その橋から水口川に沿って上流に500メートルほど登った山の中にございます。そして川の右岸にあります。

この源泉からの温泉が、本年2月中旬にポンプの緊急停止により供給がとまってしまいました。水中ポンプの逆洗浄作業等によりまして一時は復旧いたしましたが、10日ほどでやはりポンプがとまってしまいましたので、その後、復旧作業を試みましたが2度目の復旧はなく、現在に至っております。

ポンプ停止の原因は、揚湯施設の経年劣化によるものと判断されます。この源泉は水中ポンプ揚湯方式で温泉をくみ上げています。井戸内にこの水中ポンプを設置するために埋設してある鋼管をケーシングパイプと呼びますが、この埋設してから25年を経過するパイプの劣化により、さびや不純物が発生し、それらがポンプの吸引部に悪影響をもたらし、ポンプ故障を起こしたものと考えられます。

これらのことから、復旧するための工事計画としまして、井戸内改良工事として現在内径が175ミリのケーシングパイプに150ミリのケーシングパイプを差し込むいわゆる二重ケーシング工事、地表面より地下に200メートルを予定しておりますが、そのパイプの工事と水中ポンプの取りかえ工事、これもやはり地表面より地下に140メートル付近に設置する予定です。また施設もその付近に設置しております。これをあわせて実施する計画といたしました。その結果、この改良工事に3,000万円の増額補正を計上いたしました。

なお、議案書にもございますが、補正予算額3,000万円については、過年度分損益勘定留保資金で補填させていただく予定です。

また、議案書の第2条にあります収支的支出の補正額315万4,000円については、ポンプの入れかえにより既設ポンプを除却いたしますので、資産減耗費に315万4,000円を増額補正いたしました。

以上、この水口洞源泉の復旧は、土肥地区の温泉事業にとっても、また、これからの観光シーズンを迎える土肥地区にとっても非常に大きな問題でありますので、よろしく御審議いただきまして、一刻も早い復旧をお願いするものであります。

以上で説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○議長（杉山 誠君） 以上で補足説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

質疑がありますので、これより暫時休憩いたします。

この休憩中に質疑のある議員は通告書を議長に速やかに提出願います。

休憩 午前 9時59分

再開 午前10時01分

○議長（杉山 誠君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

ただいまから議案第52号について質疑を行います。

初めに、14番、森良雄議員。

〔14番 森 良雄君登壇〕

○14番（森 良雄君） 14番、森良雄です。

議案第52号 平成27年度伊豆市温泉事業特別会計補正予算（第1回）について質問させていただきます。

47ページの営業費用では7,494万1,000円が計上されておりました。それに対して補正予算額は315万4,000円です。この補正の今の説明ですと、どうも源泉ポンプの修理だということですが、7,494万1,000円の内訳と315万4,000円の内訳をお伺いしたい。

以上です。

○議長（杉山 誠君） それでは、答弁願います。

建設部長。

〔建設部長 斎藤 満君登壇〕

○建設部長（斎藤 満君） それでは、ただいまの森議員の質問に対しましてお答えをさせていただきます。

まず既決の予算額、営業費用の7,494万1,000円の内訳ということでございます。これについては、3月議会で予算を御承認いただきました予算書の中に、収益的収入及び支出の部分の支出の部分、1款の温泉事業費用、1項営業費用7,494万1,000円と計上しております。1目揚湯費が2,701万1,000円、動力費、賃借料ほかです。2目の送配湯費178万2,000円、修繕費ほかです。3目総係費1,989万3,000円、職員給与費ほかでございます。4目減価償却費2,512万円、5目に資産減耗費として108万3,000円がございまして5万2,000円。工事中材料売却原価ということで、今回補正をお願いしましたのが5目資産減耗費、先ほども申しましたがポンプの除却費ということで、この315万4,000円を追加補正をさせていただきまして、議案書の51ページをごらんいただけますか。そこに平成27年度伊豆市温泉事業特別会計予算実施計画ということで、まず上の欄に収益的支出、支出で同じように目の5です。資産減耗費108万3,000円が計上してあります。これは私、先ほど読み上げました108万3,000円で、これに今回予定の315万4,000円を補正いたします。合計423万7,000円となるということでございます。

以上です。

○議長（杉山 誠君） 再質疑はありますか。

森議員。

○14番（森 良雄君） 再質疑させていただきます。

私の知りたいのは、この水口洞の源泉が故障したということで、補正予算が組まれたわけですね。この源泉のいわゆる補修改良で、総額幾らかかるんですか。

○議長（杉山 誠君） 答弁願います。

建設部長。

○建設部長（斎藤 満君） 先ほども補足説明で説明させていただきました工事費、緊急工事として3,000万円を計上させていただきました。施設改良費ということで3,000万円を計上いたしました。

以上です。

○議長（杉山 誠君） 再質疑はありますか。

森議員。

○14番（森 良雄君） 当初予算の7,494万1,000円の中には、もう既にここの改良費は含まれていたということですか。それが1点ですね。ですから総額は3,000万円なんですか、これ、この水口洞の施設改良は。それではその3,000万円の総額の内訳を、幾らだかわかりませんが、総額が幾らでその内訳がどうなっているのかね、ポンプ代が幾らだとか、それから揚湯管部分が幾らとか、いろいろあると思うんですけども、内訳もお伺いしたい。

○議長（杉山 誠君） 答弁願います。

建設部長。

○建設部長（斎藤 満君） 温泉事業特別会計については、企業会計ということもありまして、ただいま最初に森議員より質問された部分については出てきません。予算書の資本的収入及び支出の部分で、支出の資本的支出に建設改良費として785万円、これはここの源泉でなくて、ほかの源泉のやはりポンプの交換工事ですが、源泉設備の工事として785万円を当初予算では計上しております。

それで、次の質問でございます内訳でございますが、先ほどちょっと申し上げました二重ケーシング、現在埋設されているものの中に少し径の小さい、現在が175ミリ、計画しているのがその内側へ150ミリのケーシングパイプ、保護管ですね、それを入れるものが200メートル計画しております。それが直接工事費で言わせてもらいますと1,285万9,310円で、それから源泉ポンプの入れかえ工事費、これが506万5,460円。そして、この現場が先ほど申しましたように山の中で、車が行かないところ。歩く道がやっとあるところなものですから、仮設運搬費、資材運搬にモノレールの計画をいたしました。

というのが、本来でしたらクローラー、よくシイタケ屋さんなんか、ああいうもので行くんですけども、ちょっと災害等のこともありまして、崖のきついところもありまして、その道に管を生けてあるんですが、それがものすごく土かぶりがなくなっちゃったところとかがあるものですから、モノレール運搬というもので計画いたしました。これが139万6,000円。管をつり上げるウインチ、よくやぐらが立っていますよね、源泉に。そこにはウインチがあって、管を入れかえるときにそれですつたりするんですが、それらの修繕も必要なもの

ですから、これも102万3,732円ということで直接工事費だけで2,000万円ちょっとかかるということで、後は諸経費等が入りますので、それで3,000万円という工事見積もりをつくりました。

以上です。

○議長（杉山 誠君） これで森良雄議員の質疑を終わります。

次に16番、木村建一議員。

〔16番 木村建一君登壇〕

○16番（木村建一君） 16番、木村です。

議案第52号について質疑いたします。

停止した時期、一回とまって、もう一回やったんだけど、またとまっちゃったという経過はわかりました。それでお尋ねしたいのは、時期的に見ますと2月中旬に停止して、また10日ほどでまたとまったというか、実質的に2月下旬ごろとまって、今1カ月半ぐらい経過しているわけですね。残念ながらここが動かないと、それへの影響及び当然どのくらい工事期間か、これが可決されたらわかりませんが、約2カ月余の中でこの源泉がとまることによって、温泉利用者への影響というのはどのようにあらわれているのかお尋ねします。

○議長（杉山 誠君） それでは、答弁願います。

建設部長。

〔建設部長 斎藤 満君登壇〕

○建設部長（斎藤 満君） それでは、ただいまの木村議員の質問に答えさせていただきます。

まず、現在とまりまして、2月の終わりからですので1カ月ちょっとあります。利用者への影響というのが、配湯量については集中管理をしているものですから、量的には今変わりません。おかげさまで今までどおりのお湯を提供することができております。ただ、実はこの水口洞源泉というのが、この6つの中で一番温度が高くて一番揚湯量も多いものですから、このためにちょっと温度が下がっております。今までこの中村ポンプ場というところがございまして、そこへ貯湯槽があるものですから、6つの源泉をそこに集めてそこから配湯するんですが、そこを出るときの今までの温度が56度ございました。今は申しわけありません、残念ながら50度ということで温度が下がっております。それがお客様への、ちょっと今影響が一番大きいところじゃないかと思えます。

そして、工事期間につきましては、御承認いただければ、やはり場所も場所、また、もろもろのもの、一番全部の深さは408メートルあるんですが、改良したい部分は約200メートルということなんですが、3カ月はかかるんじゃないかと。どんなに急いでも2カ月ちょっとかかるんじゃないかということでございます。先ほども申しましたように、一応配湯量については賄えております。温度についても、源泉からの揚湯量を変えると、保健所の許可とかがまた要りますので、ただ、今出ている揚湯させてもらえらる中で、温度の高いものを切り回せるようならば、そういう作業を今後考えて少しでも温度を確保したいというのが今、担当

課の考えでございます。いずれにしましても、量については何とか今、賄えているという状況でございます。

以上です。

○議長（杉山 誠君） 再質疑はありますか。

木村議員。

○16番（木村建一君） どこにどういうように影響しているのか、影響というか影響しないというお話もありまして、温度は少し下がるであろうと。集中管理しているということは、何年か前にも現地を見させていただいてわかるんですね、全部集めてそこからこう配湯する。わかるんですが、今聞いていると、一番量が多いところですよ、量的だけ見るならば。温度はちょっとわかりました、置いておきますが、そうするといわゆる100%、全部使ってその全部が全部出すとなると、それこそいわゆる稼働率100%だと、これが故障したらパーになるというか、なかなか大変だなと思うんですけども、変化なしという意味がちょっとわからないもので。当然、例えば100%全部とるんだけれども、能力はあるんだけれども、そのうちの50%しか使いませんよというんだらば、ここは全然一番量の多いところになっても、ほかのところでカバーできるのかなと思うんですが。

そんな詳しくなくていいです、アバウトでいいですけども、ちょっとその変化なしという意味が、本当にそうなのかなという気がする。というのは、旅館サイドに行ったりとか、それから当然土肥ならではの、温泉の各戸に引かれているところの、いわゆる生活への影響というのは当然出てくるわけですよ。だから、そのあたりはちゃんとやっぱり、旅館業にもちゃんと支障のないように、市民にも影響ないような対策は当然とらなくちゃならないなと思うんですけども、変化なしという意味が少しわからないもので、お尋ねします。

○議長（杉山 誠君） 答弁願います。

建設部長。

○建設部長（斎藤 満君） 集中管理の現場を見ていただけているということですので、おわかりになるかと思います。私よりもしかしたら詳しいかと思うんですが、この集中管理、第一貯湯層がちょっと容量が小さい30トン、30立米です。そして、これが中村送湯ポンプ場の近くにあるということですが、もう一つ、第二貯湯槽が下庄田源泉という、少し上のほうになるかと思うんですが、ここが容量が250トン、250立米ございます。第一がちょっと小さいものですから、第二をちょっと大きくしたんだと思うんですが、そこから随時送っていると。そして、許可配湯量というんですか、それが2,700リットル・パー・分です。毎分2,700リットルの許可をいただいて、それを一日中送っているということです。ですので、残り5つとこの貯湯槽を使いまして賄えているということでございます。

以上です。

○議長（杉山 誠君） 再質疑ありますか。

木村議員。

○16番（木村建一君） 状況はわかりました。そうすると、ここの源泉が、実質的にはとまってから半年後になるのかな、動き始めるのが、今の予想だと。そうすると、でも変化なしとなると、逆にこんなこと言っちゃ悪いんですけども、なくてもいいんじゃないのと、こうなっちゃうんですけどもね。それは置いておいて、いわゆるこれがなくてもパーセンテージ的にいうと、確保できるという根拠をちょっと教えていただけますか。大丈夫だよという根拠。一番量が多いところが停止するということになると、相当影響力を受けるのかなと、私はそういうふうに思ったものですから。なければ結構でございますが、お願いします。

○議長（杉山 誠君） 答弁願います。

建設部長。

○建設部長（斎藤 満君） 根拠について、確かにこの水口洞源泉が、許可をいただいている揚湯量が毎分674.2リットルということで一番大きいんですが、そのほかにも500リットル以上の源泉が4つ、山ノ神という源泉がちょっと小さいんですが、これらをやはり貯湯槽に一時ためるといいますか、ためて送るということで賄っているのではないかと思います。一番重要なのはもちろん配湯量もそうですし、温度も賄いたいということで、半年間あいてしまうんですけども、ぜひこの水口洞源泉を復旧して楽にといいますか、一番能力のあるものですから、他の源泉ももう昭和四十二、三年ころからということで、施設もかなり古くて毎年毎年順繰りに改良していかなければならないということで、この水口洞源泉をいち早く復旧して、それらを皆さんに供給しなければならないと考えております。

以上です。

○議長（杉山 誠君） これで木村建一議員の質疑を終わります。

以上で質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

本案については会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（杉山 誠君） 異議なしと認めます。

よって、本案については委員会付託を省略することに決定いたしました。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

討論がありますので、これより暫時休憩します。

この休憩中に討論のある議員は速やかに議長まで通告書を提出願います。

休憩 午前10時22分

再開 午前10時23分

○議長（杉山 誠君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

ただいまから議案第52号について討論を行います。

反対討論、14番、森良雄議員。

〔14番 森 良雄君登壇〕

○14番（森 良雄君） 14番、森良雄です。

議案第52号 平成27年度伊豆市温泉事業特別会計補正予算（第1回）について反対討論をさせていただきます。

常々私は、温泉事業特別会計は地元に戻しなさいと言っております。伊豆市の温泉事業、民間でやっているのもある。直営もある。このように特別会計もある。なぜ一本化しないんですかね。

わずか1日の審議で、委員会付託もなく3,000万円の補修工事が行われるということですが、傾斜地なもので資材の運搬が難しいからモノレールをつくると。こういうのも十分な検討がされたんですか。私たちの町のような急峻な山岳地だったら、麓から現場までケーブルを張ってウインチで引き上げるというような技術は、当然あるはずなんです。そうしますと自然に対する負担も少ないですよ。私はそのほうが経費も安いんじゃないかと思います。具体的に運搬費がどのぐらいかという話は、139万円ですか、それで済むんだったらいいですけども、これだけで済むんでしょうかね。具体的な内容は全くよくわからないというふうに僕は思います。

2月中旬に、既にいろいろテストしているようです。なぜ3月議会で間に合わなかったのかも含めて、対処がちょっと遅い。検討が不十分ではないか。それと、これから25年経過しているということですが、ここだけじゃないと思います、25年経過しているのは。いろいろなところで、いろいろな故障がこれから起こってくるんじゃないかと。本気になって特別会計で市が直営でやっていっていいのかどうかも含めて、検討すべきときが来たのではないかとこのように考えます。私はいつも言っている、自分たちのことは自分でやれと。そういうことで反対討論を終わらせていただきます。

○議長（杉山 誠君） 以上で討論を終結いたします。

これより採決を行います。

議案第52号について原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔起立多数〕

○議長（杉山 誠君） 起立者多数。

よって、議案第52号は原案のとおり可決されました。

◎議案第53号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（杉山 誠君） 日程第5、議案第53号 伊豆市・伊豆の国市公平委員会共同設置規約の一部変更についてを議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

市長。

〔市長 菊地 豊君登壇〕

○市長（菊地 豊君） 議案第53号について提案理由を申し上げます。

本年4月1日付で伊豆市伊豆の国市廃棄物処理施設組合が設置されたことから、当市と伊豆の国市で共同設置している公平委員会の構成団体にこの組合を加えるため、地方自治法第252条の7第2項の規定により規約の変更を行うものでございます。

内容について、総務部長に説明をさせます。

○議長（杉山 誠君） これをもって提案理由の説明を終わります。

提案理由の説明に関して補足説明の申し出がありますので、これを許します。

総務部長。

〔総務部長兼総合政策部長 伊郷伸之君登壇〕

○総務部長兼総合政策部長（伊郷伸之君） それでは、議案第53号の補足説明をさせていただきます。

議案書55ページ以降になります。

本議案は、先ほど市長が申しました新たに設置されました、伊豆市伊豆の国市廃棄物処理施設組合が設置すべき同組合の公平委員会につきまして、伊豆市と伊豆の国市同組合とで2市と1組合で共同設置するための議案でございます。地方公務員法では、市町や地方公共団体の組合につきましては、公平委員会を単独で設置することを原則としております。しかしながら、その法律の中でも、単独設置以外に他の地方公共団体との共同設置や、他の地方公共団体が設置しております人事委員会への事務の委託という方法も規定されております。伊豆市、伊豆の国市2市の廃棄物処理施設組合では、事務の簡素化や経費の節約による合理的な行政運営を確保するために今回、現在既に伊豆市と伊豆の国市で共同設置しております公平委員会、この構成団体に新たに組合を加えまして、2市1組合で共同設置するという方法を選択しております。今回そのための規約の変更となります。

議案書の57ページの新旧対照表を見ていただきたいと思います。

まず第1条でございます。こちらに構成団体につきまして、伊豆市と伊豆の国市、これに伊豆市伊豆の国市廃棄物処理施設組合を加えてございます。第2条、公平委員会の名称につきましても、「伊豆市伊豆の国市外1組合公平委員会」という名称に変更してございます。そのほかの規定につきましては、今まで伊豆市、伊豆の国市の2市の規定に、新たに組合もしくは管理者というものをつけ加えている、そのような規約の変更となります。

以上で補足説明を終わらせていただきます。

○議長（杉山 誠君） 以上で補足説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（杉山 誠君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

本案については会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（杉山 誠君） 異議なしと認めます。

よって、本案については委員会付託を省略することに決定いたしました。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（杉山 誠君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決を行います。

議案第53号について原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（杉山 誠君） 起立者全員。

よって、議案第53号は原案のとおり可決されました。

◎議案第54号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（杉山 誠君） 日程第6、議案第54号 伊豆市伊豆の国市廃棄物処理施設組合情報公開・個人情報保護審査会の事務の委託についてを議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

市長。

〔市長 菊地 豊君登壇〕

○市長（菊地 豊君） 議案第54号について提案理由を申し上げます。

伊豆市伊豆の国市廃棄物処理施設組合の設置に伴い、この組合の情報公開・個人情報保護審査会に関する事務について地方自治法第252条の14第1項の規定により、当該事務を伊豆市が受託することについて、規約を定めるものでございます。

内容について総務部長に説明させますので、よろしくお願い申し上げます。

○議長（杉山 誠君） これをもって提案理由の説明を終わります。

提案理由の説明に関して補足説明の申し出がありますので、これを許します。

総務部長。

〔総務部長兼総合政策部長 伊郷伸之君登壇〕

○総務部長兼総合政策部長（伊郷伸之君） それでは、議案第54号の補足説明をさせていただきます。

本議案は、伊豆市伊豆の国市廃棄物処理施設組合の情報公開条例及び個人情報保護条例の規定に基づく行政処分、この行政処分について行政不服審査法の規定に基づく不服申し立てがあった場合、組合管理者の諮問機関として本来審査会が事務を行うわけですが、この組合の審査会の事務執行管理について伊豆市が組合から事務の委託を受けるといふ、このための規約でございます。地方自治法上の事務の委託になりますが、先ほどの公平委員会の共同設置と同じように組合の経費の節減と事務の合理化、これを目的としたもので、趣旨は公平委員会の共同設置と同じでございます。

伊豆市におきましては、市長の諮問機関として伊豆市情報公開・個人情報保護審査会条例を制定しております。この条例によりまして審査会を設置しておりますので、今回組合の審査会の事務、この委託を受けることによりまして、伊豆市の審査会が行政不服審査法の規定に基づく不服申し立てがあった場合、組合の審査会として、その事務の執行管理をするという内容でございます。

規約につきましては、議案書59ページに書いてございますとおり、伊豆市伊豆の国市廃棄物処理施設組合情報公開・個人情報保護審査会に関する事務の管理及び執行を伊豆市に委託するという規約になっております。

補足説明につきましては以上でございます。

○議長（杉山 誠君） 以上で補足説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

質疑がありますので、これより暫時休憩いたします。

この休憩中に質疑のある議員は通告書を議長に速やかに提出願います。

ここで10分ほど休憩をとります。再開を45分といたします。

休憩 午前10時36分

再開 午前10時45分

○議長（杉山 誠君） それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

◎発言訂正について

○議長（杉山 誠君） ここで、先ほどの発言について訂正の申し出がありますので許します。市民部長。

〔市民部長 鈴木 正君登壇〕

○市民部長（鈴木 正君） 先ほどの専決の関係なんですが、本来ならマイナンバーと言うところをマイレージと言ってしまいました。訂正をさせていただきます。

○議長（杉山 誠君） それでは、議案第54号について質疑を行います。

初めに、14番、森良雄議員。

〔14番 森 良雄君登壇〕

○14番（森 良雄君） 14番、森良雄です。

議案第54号 伊豆市伊豆の国市廃棄物処理施設組合情報公開・個人情報保護審査会の事務の委託について質問させていただきます。

まず1点、今読み上げたところの名称なんですけれども、余りにも長過ぎて一体これは何なのかよくわからない。伊豆市伊豆の国市廃棄物処理施設組合の情報公開・個人情報保護について審査会に事務を委託するののかという質問です。それとも最初に言った前文を事務の委託をするのか。そうしますと情報公開・個人情報保護審査会というのは伊豆市とは全く独立したものになるのかということをお聞きさせていただきます。

以上です。

○議長（杉山 誠君） それでは、答弁願います。

総務部長。

〔総務部長兼総合政策部長 伊郷伸之君登壇〕

○総務部長兼総合政策部長（伊郷伸之君） ただいまの森議員の御質問ですが、伊豆市伊豆の国市廃棄物処理施設組合、これ組合の名称ですね。本来この組合が持っております情報公開条例と個人情報保護条例に基づきまして、組合が審査会を設置すると。そして、その審査会で行政不服の申し立てがあった場合には、審査するというのが本来でございますが、先ほど申しました経費の問題とか事務執行の効率、これを考えますと本来組合で設置すべき審査会を伊豆市の審査会に委託することによって、組合では審査会を持ちません。その本来組合で持つべき審査会の事務を、伊豆市の審査会がやるということで御理解いただきたいと思っております。

以上です。

○議長（杉山 誠君） 再質疑ありますか。

森議員。

○14番（森 良雄君） 質問というよりも確認ということになりますが、そうしますと、この情報公開と個人情報保護については、伊豆市が組合にかわって取り扱うというふうに理解してよろしいですか。

○議長（杉山 誠君） 答弁願います。

総務部長。

○総務部長兼総合政策部長（伊郷伸之君） 組合のほうで当然、個人情報保護条例、情報公開条例を持っておりますので、そのいろいろな申し立て、開示請求等あった場合、当然組合が事務を行います。組合が事務を行ってその申請に対して決定をすると、開示決定とか不開示とかの決定をします。それに対しての異議申し立てがあったときの審査を伊豆市の審査会が

行うと。ですので、通常の開示請求があつたりとか、その条例に基づく手続の回答なりというのは組合で行います。

以上です。

○議長（杉山 誠君） 再質疑ありますか。

森議員。

○14番（森 良雄君） 2点ほど確認します。

そうすると、組合にも情報公開と個人情報保護審査の事務はあると。そうしますと、例えば私が個人情報を得たいときには、どっちへ言えばいいんですか。伊豆市に言うんですか、それとも組合のほうへ言うのかどうなのか。

それからもう1つ。伊豆市伊豆の国市廃棄物処理施設組合情報公開・個人情報保護審査会の事務の委託に関する規約というのがあるんですけども、この規約というのとは条例との関係はどうなるんでしょうか。条例のほう为上なのか、条例と同じように例規集に載せられるのか。その辺をお伺いしたい。

○議長（杉山 誠君） 答弁願います。

総務部長。

○総務部長兼総合政策部長（伊郷伸之君） まず、1点目の仮に議員の個人情報について、何かしらの申し立て請求等をするのは組合か伊豆市かということですが、そもそも組合が議員の個人情報を持っているのであれば、その組合が持っている個人情報を組合に請求していただければいいですし、伊豆市が持っている個人情報について知りたいのであれば伊豆市に請求していただく。要はそれぞれの団体がどのような、仮に個人の方の情報を持っているかによって請求先は変わります。

もう1点の規約と条例との関係でございますが、伊豆市の場合、事務委託とか共同設置などの規約につきましては、例規集のほうには当然載ってまいります。条例との関係と申しますか、特に条例との上下というものはございませんので、あくまでもこれは自治法の規定に基づく議会の議決を得るということで、議案のほうにのせさせていただきます。

以上です。

○議長（杉山 誠君） これで森良雄議員の質疑を終わります。

次に10番、西島信也議員。

〔10番 西島信也君登壇〕

○10番（西島信也君） 10番、西島信也です。

私は、この議案につきまして2点ほど質疑を行います。

まず、これは伊豆市伊豆の国市廃棄物処理施設組合というのは、ここに書いてあるとおり伊豆市と伊豆の国市が共同設置している組合、一部事務組合ですけれども、何で伊豆市がこの事務の委託を受けるのか。何でということは、伊豆の国市、両方受けるということはないんでしょうけれども、先ほど言いました公平委員会みたいに3年ごとですか、事務のやると

ころを変えるとか、そういうことはないんでしょう。何で、伊豆市がこれをずっとやっているのかどうなのかということが1点。そういうのは決まったのか、どこで決まったのかということですか。

それから、これはそもそも論というふうになりますけれども、この事務の委託ですけれども、これは普通の場合、普通地方公共団体間でやると思うんですけれども、この普通地方公共団体、伊豆市は普通地方公共団体ですね。一部事務組合は、これは特別地方公共団体ですか、なっているわけですが、普通地方公共団体と特別地方公共団体と、そういう事務の委託というのでできるのかどうかと、載っているからできるんでしょうけれども、それはどういうところにそういう規定があるのか、2点お伺いいたします。

○議長（杉山 誠君） それでは、答弁願います。

総務部長。

〔総務部長兼総合政策部長 伊郷伸之君登壇〕

○総務部長兼総合政策部長（伊郷伸之君） ただいまの西島議員のまず御質問の1点目、なぜこの事務を伊豆市が受けるのかということでございますが、組合と伊豆市、伊豆の国市で協議しまして、やはり伊豆市の中伊豆支所の庁舎を、組合がそこで事務を行うということもございまして、それらを総合的に考えまして、伊豆市が審査会の事務の委託を受けるのが一番効率的であろうという結論に至ったと思われまして。また、ずっと伊豆市が受けるのかということでございますが、先ほど申しましたように、現時点ではこの規約もありますが、伊豆市が今後事務の委託を受けるという趣旨の規約となっております。

それと、普通地方公共団体が本来この事務委託、それぞれの地方公共団体間ができるのではないかとということで、議員おっしゃるとおり、一部事務組合は特別地方公共団体でございます。その中で自治法の292条のほうに、この組合に関しても市が構成団体になっている場合は市の規定を適用するということがございます。ですので、特別地方公共団体である一部事務組合につきましても、この自治法の事務委託が可能であるということでございます。

以上です。

○議長（杉山 誠君） 再質疑ありますか。

西島議員。

○10番（西島信也君） 再質疑というか、そうしますとこの事務の委託について、議案の最初の前文、地方自治法第252条の14第1項というのは、じゃなくて292条のほうがいいんじゃないかなという気もするわけですが、いいです、それは内容には関係がないというかあれですから。

じゃ、いいです。以上で質疑を終わります。

○議長（杉山 誠君） これで西島信也議員の質疑を終わります。

以上で質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

本案については会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（杉山 誠君） 異議なしと認めます。

よって、本案については委員会付託を省略することに決定いたしました。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

討論がありますので、これより暫時休憩します。

この休憩中に討論のある議員は速やかに議長まで通告書を提出願います。

休憩 午前10時58分

再開 午前10時58分

○議長（杉山 誠君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

ただいまから議案第54号について討論を行います。

反対討論、14番、森良雄議員。

〔14番 森 良雄君登壇〕

○14番（森 良雄君） 14番、森良雄です。

議案第54号 伊豆市伊豆の国市廃棄物処理施設組合情報公開・個人情報保護審査会の事務の委託についてに反対討論をさせていただきます。

これだけだったら別に何でもないんですね。ただ、この議案について、既に事務が中伊豆に設置されることが決まっているということですね。そうしますと、現在、組合をつくることは別に必要なことでしょうかよろしいですが、中伊豆につくるということになると、当然ここの管理は伊豆市がやると。これから何をするかというと、この施設を、どんな施設をつくるのかということが仕事になると思います。

私は、この施設は恐らく50億円から100億円くらいの間で決まるんだろうとっております。どんな方法でどこの業者に決めるのか、もう恐らく決まっているんだろうと思いますよ、私は。まずどういうふうにするか、4社選んでプロポーザルで決めると。たった4社ですよ。談合やってくれと言っているようなものと同じだ。入札方法、これ私、間違っていたら、いいことですよ。

〔「関係ないよ」と言う人あり〕

○14番（森 良雄君） 何だ、お前が言うことじゃないだろうが、飯田正志君。

〔「議案に関係ない」と言う人あり〕

○14番（森 良雄君） 議案に関係ある。

○議長（杉山 誠君） 森議員、言葉を慎んでください。

- 14番（森 良雄君） 議長ね、あんな発言をさせちゃだめだよ。
- 議長（杉山 誠君） 討論を進めてください。
- 14番（森 良雄君） いいですか、まず4社選定されてプロポーザルで行われる。そういうことにならないように願うから私は反対討論をするんです。いいですか。
あんなぐちぐち言わせてるんじゃないよ。あんたは整理権があるんだからやりなさいよ。
〔「そんなの全然関係ないよ」と言う人あり〕
- 14番（森 良雄君） 飯田正志君、それは議長が決めるんだ。
〔「議事進行」と言う人あり〕
- 14番（森 良雄君） 議長が決めるんだよ、ぐちぐち言ってんじゃないよ。はっきり言う。もう一度言う。4社が選考されてプロポーザルで決められる。これが外れることを僕は願う。にやにや笑ってるんじゃないよ、君。
- 議長（杉山 誠君） 森議員。
- 14番（森 良雄君） 彼はね、何だかわからないような文章を……
- 議長（杉山 誠君） 討論を進めてください。
- 14番（森 良雄君） 非常に疑問の残る議案だということを僕は言いたいんです。よろしいですか、議員諸君。皆さんに言っているんですよ。4社が選考されてプロポーザルで決められる、こんなことのないように願って反対討論を終わります。
- 議長（杉山 誠君） 以上で討論を終結いたします。
これより採決を行います。
議案第54号について原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。
〔起立多数〕
- 議長（杉山 誠君） 起立者多数。
よって、議案第54号は原案のとおり可決されました。

◎伊豆市伊豆の国市廃棄物処理施設組合議会議員の選挙

- 議長（杉山 誠君） 日程第7、伊豆市伊豆の国市廃棄物処理施設組合議会議員の選挙についてを議題といたします。
お諮りします。
選挙の方法については地方自治法第118条第2項の規定により指名推選により行いたいと思います。
これに御異議ございませんか。
〔「異議なし」「異議あり」と言う人あり〕
- 議長（杉山 誠君） それでは異議がありましたので、暫時休憩とします。

休憩 午前11時04分

再開 午前 11時08分

○議長（杉山 誠君） それでは休憩を閉じ、会議を再開いたします。

ただいま異議がありましたので、ただいまから選挙を行います。

選挙は投票で行います。

直ちに議場の閉鎖を命じます。

〔議場閉鎖〕

○議長（杉山 誠君） このたびの選挙は、4名の議員を選出いたします。地方自治法第118条の規定により、投票は選挙すべき者1人の氏名を自書して投票箱に入れなければならないとありますので、そのようお願いいたします。

ただいまの出席議員は16名です。

次に、立会人を指名します。会議規則第31条第2項の規定により、立会人には、16番、木村建一議員及び1番、永岡康司議員を指名します。

それでは投票用紙を配ります。

念のため申し上げます。投票は単記無記名です。

〔投票用紙配付〕

○議長（杉山 誠君） 投票用紙の配付漏れはありますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（杉山 誠君） 配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検します。

〔投票箱点検〕

○議長（杉山 誠君） 異状なしと認めます。

ただいまから投票を行います。

会議規則第29条では、職員の点呼にて順次投票することになっておりますが、投票に支障がないと思われますので、議席番号順に1番の議員から順次投票をお願いいたします。

〔投票〕

○議長（杉山 誠君） 投票漏れはありますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（杉山 誠君） 投票漏れなしと認めます。

投票を終わります。

開票を行います。

木村議員、永岡議員、開票の立ち会いをお願いします。

〔開票〕

○議長（杉山 誠君） それでは、選挙の結果を報告します。

投票総数 16票

有効投票 16票

無効投票 0票

有効投票のうち、飯田正志議員 4票
大川明芳議員 4票
室野英子議員 3票
青木 靖議員 3票
森 良雄議員 1票
森島吉文議員 1票

以上のとおりです。

この選挙の法定得票数は1票です。

よって、飯田正志議員、青木靖議員、室野英子議員、大川明芳議員が当選されました。

議場の閉鎖を解きます。

〔議場開鎖〕

○議長（杉山 誠君） ただいま伊豆市伊豆の国市廃棄物処理施設組合議会議員に当選されました飯田正志議員、室野英子議員、青木靖議員、大川明芳議員が議場にいらっしゃいますので、本席から会議規則第32条第2項の規定により当選の告知をいたします。

◎閉会宣告

○議長（杉山 誠君） 以上で、本臨時会に付議された案件は全て終了いたしました。これにて平成27年第1回伊豆市議会臨時会を閉会いたします。御苦労さまでした。

閉会 午前11時17分